

基 - 101
平成 9 年 10 月 1 日
改訂：平成 13 年 9 月 26 日
改訂：平成 14 年 9 月 25 日
改訂：平成 15 年 9 月 24 日
改訂：平成 18 年 9 月 28 日
改訂：平成 21 年 2 月 12 日
改訂：平成 21 年 9 月 25 日
改訂：平成 22 年 9 月 24 日
改訂：平成 23 年 9 月 27 日
改訂：平成 24 年 9 月 25 日
改訂：令和 4 年 9 月 26 日
改訂：令和 5 年 9 月 26 日
改訂：令和 6 年 9 月 24 日
改訂：令和 8 年 9 月 28 日

定 款

株式会社 かんなん丸

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社かんなん丸と称し、英文ではKAN-NANMARUCORPORATIONと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 料理飲食店の経営
2. 食料品の販売
3. スポーツ施設の経営
4. スポーツ用品の販売
5. カラオケ施設の経営
6. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利

第 9 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 10 条（株主名簿管理人）

1. 当会社は株式につき、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当会社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

第 11 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 9 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合、随時これを招集する。

第 12 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

第 13 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 14 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（総会の決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

第 17 条（員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 18 条（選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 19 条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条（取締役会の招集および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じその他の役付取締役を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から若干名選定することができる。
2. 取締役社長は、会社を代表する。
3. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を選定することができる。

第 22 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 23 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 24 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

第 25 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の業務の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

第 26 条（取締役および会計監査人の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 27 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 28 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

第 29 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第 6 章 計算

第 30 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

第 31 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 32 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 33 条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
2. 前項の金銭には利息はつけないものとする。

（附則）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 47 回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 47 回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。